

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札に係る契約の締結について

平成 25 年 4 月 12 日

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
東海研究開発センター管理部

独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づき「原子力計算科学プログラム作成等業務」、「原子力コードの高速化・計算機性能評価業務」、「基幹業務用シンクライアントシステム等の運用支援業務」について民間競争入札を実施し、以下のとおり契約を締結しました。

＜原子力計算科学プログラム作成等業務＞

1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4

一般財団法人高度情報科学技術研究機構

理事長 関 昌弘

2. 契約金額

174,239,100 円（税込） ※実施期間 3 年分の総額

3. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

(1) 詳細な内容

① 本業務の概要

機構は、我が国のエネルギーの安定確保及び地球環境の解決並びに新しい科学技術や産業の創出を目指した原子力の研究開発を統合的、計画的かつ効率的に行うとともに、成果の普及等を行うことにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に貢献することを目的とし、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジー等の主要 4 プロジェクトをはじめとする幅広い研究分野の研究開発を実施している。

これらの研究開発の多くにおいてスーパーコンピュータを用いた計算科学技術が活用されおり、原子力研究開発の効率化、原子力施設の安全評価、国際競争力強化等に寄与している。本業務は、計算科学を活用した原子力の研究開発を加速するため、原子力科学研究所 情報交流棟に設置されたスーパーコンピュータにおける利用支援業務の一環として実施するものである。

イ プログラム開発整備作業に関する業務

スーパーコンピュータを利用した研究開発を効率的に推進するためには、研究者は物理モデルや計算手法の考案に専念し、これに基づいた計算をスーパーコンピュータに実行させる

ためのプログラミング作業はその専門家に委託して進めることが最も効果的である。本業務では、効率的な研究開発を進めるため、研究者に代わって、ユーザプログラムの開発・改良・移植、各種プログラムのプリ・ポスト処理プログラムの開発・改良、計算結果や実験データを可視化するプログラムの開発・改良を行う。

ロ 利用支援に関する業務

スーパーコンピュータは、多数の機器から構成される大規模かつ複雑なシステムであり、利用者が効果的かつ円滑にスーパーコンピュータを利用できるよう、利用者からの多様な相談に迅速に対応する必要がある。本業務では、スーパーコンピュータの効率的利用を促進するため、スーパーコンピュータ利用に関するプログラム相談及び計算機全般に渡る利用相談を行う。

② 本業務の内容

機構が請負者に請負わせる本業務の内容は次のとおりである。

イ 対象システム

請負者が、本業務を行う対象システムは「表 1 システム一覧」記載のとおりである。ただし、機構が新システムを更新（平成 26 年度予定）した場合についても当該業務の対象とする。

表 1 システム一覧（原子力科学研究所）

項番	システム名 (機種)	タイプ	コア数 /ノード数	システム の性能 (TFLOP S)	主記憶 タイプ、 総主記憶 容量	ノード間 結合方式、 データ 転送速度	OS
1	大規模 並列演算部 (PRIMERGY BX900)	スカ ラ	17072 /2134	200	分散型 50TB	Fat Tree 片方向 8GB/sec	Red Hat Enterprise Linux 5
2	次世代コード 開発部 (FX1)	スカ ラ	1200 /300	12	分散型 4.6 TB	Fat Tree 片方向 2GB/sec	Open Solaris Solaris 10
3	共有メモリ型 演算サーバ (SPARC Enterprise M9000)	スカ ラ	192 /1	1.9	共有型 384 GB	-	Solaris 10

ロ 業務内容

請負者が、上記②イに記載する対象システムについて行う本業務の内容は以下のとおりとする。

(イ) プログラム開発整備作業に関する業務

請負者は、年度の業務開始前に機構が指定した原子力計算科学プログラムの作業一覧に関して、あらかじめ年間作業計画書を作成し、機構の確認を得るものとする。

以下の各作業は、年間作業計画書に基づき、原子力コードの開発整備等、可視化プログラム開発を行う。作業開始については、別途機構担当者及びユーザと作業内容の詳細を打ち合わせの上決定し、実施する。

φ原子力コードの開発整備等

- A プログラムの新規開発
- B プログラムの改良・拡張
- C プログラムの変換・整備
- D データベース等の開発・整備
- E 研究成果報告に係る資料作成等の支援

○可視化プログラム開発

- A プログラムの新規開発
- B プログラムの改良・拡張
- C プログラムの変換・整備
- D 可視化データの編集
- E 研究成果報告に係る資料作成等の支援

(ロ) 利用支援に関する業務

請負者は、スーパーコンピュータ利用に関するプログラム相談及び計算機全般に渡る利用相談（メール、電話、来訪）を実施する。

φスーパーコンピュータのプログラム相談及び計算機全般に渡る利用相談

○スーパーコンピュータ利用者による成果報告書の作成支援

αスーパーコンピュータ利用に係る各種講習会の企画・開催の支援

(ハ) 実施場所

請負者が、本業務を実施する作業場所は、原子力科学研究所 情報交流棟に設置されたシステム計算科学センター 情報システム管理室である。ただし、機構の都合により、当該業務を他の拠点等において実施することがある。

(2) サービスの質の設定

本業務は、プログラム開発等における開発プロセスの品質向上並びに円滑化を図るため、前項（1）詳細な内容②ロ(イ)及び(ロ)に示した業務を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとする。

① 業務の内容

前項（1）詳細な内容②本業務の内容に示す各業務は、年間作業計画書の計画どおりの期日までに適切な作業が実施されること。

② プログラム開発整備の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者（機構担当者を含む）に対して、次の項目の満足度についてアン

ケートを実施（年1回）する。請負者においては、その結果の基準スコア75点を維持又は向上に努めること。

- イ 作業したプログラムの品質
- ロ 作業報告書の内容
- ハ 開発・改良等の技術レベル
- ニ コミュニケーション円滑度（仕様の確認・報告・打合せの頻度等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答を求め、年度末に項目毎の平均スコア（100点満点）を算出する。なお、基準スコアは、平成22年・23年度に本業務を利用した者を対象として実施した利用満足度調査（別紙1「4. 従来の実施における目的の達成度」）の結果を参考として定めたものである。

### ③ 利用相談の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年1回）する。請負者においては、その結果の基準スコア75点を維持又は向上に努めること。

- イ 問い合わせから回答までに要した時間
- ロ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ハ 回答又は手順に対する結果の正確性について
- ニ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答を求め、年度末に4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

## 4. 実施期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

5. 請負者が、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき事項

### （1）報告等

- ① 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ② 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- ③ 請負者は、契約期間中において、ロ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

### （2）調査

- ① 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況

若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

- ② 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

### (3) 指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

### (4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

#### ① 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第54条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

#### ② 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

#### ③ 個人情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

④ 上記①から③までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

#### (5) 請負者が講じるべき措置

##### ① 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

##### ② 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

##### ③ 総括責任者の届出

イ 請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出るものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して請負者にその交替を要求することができる。

##### ④ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

##### ⑤ 瑕疵担保責任

イ 請負者は、成果物を機構へ引渡し後1年以内に瑕疵が発見されたときは、機構の請求に基づき、請負者の負担において、機構と協議した期限までにその瑕疵の補修その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 上記イの瑕疵によって機構が損害を受けたときは、請負者はその損害を賠償しなければなら

らない。

⑥ 下請負又は再委託

イ 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」という。）を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法（以下「下請負先等」という。）について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 請負者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

⑦ 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により契約の内容を変更することができる。

⑧ 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ 法第10条第4号及び第6号から第9号に該当する者（以下「暴力団員」という。）を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員により実質的に経営

を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 請負者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

チ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。

リ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。

ヌ 前項（4）秘密を適正に取り扱うために必要な措置③の個人情報の管理に違反したとき。

ル 上記イからヌの他、その他民法所定の解除事由があるとき。

ヲ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。

ワ 上記ヲにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

#### ⑨ 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

イ 上記⑦の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。

ロ 機構の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

#### ⑩ 契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。

ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。

ハ 上記イによる作業完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。

ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。

ホ 機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。



へ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者との協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。

ト 契約履行部分が1ヶ月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑪ 談合等の不正行為に係る違約金

イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号以下「独占禁止法」という。)第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 請負者(請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

⑫ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

⑬ 請負業務の引き継ぎ

イ 現行請負者からの引き継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な協力を行うものとする。なお、その際の引き継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるように、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、その際の引き継ぎに必要なとなる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

⑭ 不当介入の対応

イ 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

ニ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑮ 情報セキュリティの確保

イ 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(ハ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(ニ) 請負者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

(ホ) 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(ヘ) 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為につい

て、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(b) 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。

(f) 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。この契約の終了後においても、同様とする。

#### ⑩ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

### 6. 請負者が業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し請負者が負うべき責任に関する事項

(1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

(2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

### 7. 業務の実施体制及び実施方法

#### (1) 実施体制

実施体制については、総括責任者1名（非常勤）、コード開発主任要員1名（常勤、総括責任者代理を兼任）、コード開発要員2名（常勤）、可視化要員1名（常勤）及び相談員1名（常勤）を配置して適正な業務を確保する。

#### (2) 実施方法

実施方法については、仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施する。また、業務の報告とともにプログラム等の品質の更なる向上を実現するため、定例会議等を通じて機構担当者等と情報共有・意見交換を実施する。

## <原子力コードの高速化・計算機性能評価業務>

### 1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

茨城県那珂郡東海村白方白根 2-4  
一般財団法人高度情報科学技術研究機構  
理事長 関 昌弘

### 2. 契約金額

175,883,400 円（税込） ※実施期間 3 年分の総額

### 3. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

#### (1) 詳細な内容

##### ① 本業務の概要

機構は、我が国のエネルギーの安定確保及び地球環境の解決並びに新しい科学技術や産業の創出を目指した原子力の研究開発を統合的、計画的かつ効率的に行うとともに、成果の普及等を行うことにより、人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に貢献することを目的とし、高速増殖炉サイクル技術、高レベル放射性廃棄物処分技術、核融合研究開発及び量子ビームテクノロジー等の主要 4 プロジェクトをはじめとする幅広い研究分野の研究開発を実施している。

これらの研究開発の多くにおいてスーパーコンピュータを用いた計算科学技術が活用されおり、原子力研究開発の効率化、原子力施設の安全評価、国際競争力強化等に寄与している。本業務は、計算科学を活用した原子力の研究開発を加速するため、原子力科学研究所 情報交流棟に設置されたスーパーコンピュータにおける利用支援業務の一環として実施するものである。

#### イ 原子力コード高速化に関する業務

原子力研究開発における計算科学技術活用の拡大に伴って、機構のスーパーコンピュータを用いた研究開発の成果はこの 5 年間で 2 倍以上に増大し、その計算需要も拡大の一途を辿っている。スーパーコンピュータの限られた計算機資源を効率的に活用するには、原子力コード（プログラム）の高速化が必要不可欠である。

本業務では、計算機資源の有効活用を実現するとともに、研究者の研究活動を加速させるため、機構の研究者等が開発・整備した原子力コードを対象に、スーパーコンピュータのアーキテクチャに特化したチューニングや並列化（プロセス並列化、スレッド並列化、ハイブリッド並列化）による最適化を行うことで、コードの実行効率の改善、処理時間の短縮を達成する。

#### ロ 計算機性能評価・コード移植に関する業務

スーパーコンピュータの更新は、概ね 4 年毎に行っており、スーパーコンピュータの機種選定に繋がるベンチマークテスト（計算機性能評価）関連作業は最重要事項である。このベンチマークテストの実施には、現有する計算機システムにおける基本性能評価の積み重ね（データ）が不可欠である。

本業務では、機構の保有する計算機を対象に、演算性能、通信性能等の基本性能及び機構が開発した原子力コードに対する性能を評価する。さらに、これらの結果を踏まえて機構が決定する仕様に従い、ベンチマークテストプログラムの作成及び評価を行う。また、機構が開発・整備した原子力コードを、機構に導入されているスーパーコンピュータへ移植する。

## ② 本業務の内容

機構が請負者に請負わせる本業務の内容は次のとおりである。

### イ 対象システム

請負者が、本業務を行う対象システムは「表1 システム一覧」記載のとおりである。ただし、機構が新システムを更新（平成26年度予定）した場合についても当該業務の対象とする。

表1 システム一覧（原子力科学研究所）

項番	システム名 (機種)	タイプ	コア数 /ノード数	システム の性能 (TFLOP S)	主記憶 タイプ、 総主記憶 容量	ノード間 結合方式、 データ 転送速度	OS
1	大規模 並列演算部 (PRIMERGY BX900)	スカ ラ	17072 /2134	200	分散型 50TB	Fat Tree 片方向 8GB/sec	Red Hat Enterprise Linux 5
2	次世代コード 開発部 (FX1)	スカ ラ	1200 /300	12	分散型 4.6 TB	Fat Tree 片方向 2GB/sec	Open Solaris Solaris 10
3	共有メモリ型 演算サーバ (SPARC Enterprise M9000)	スカ ラ	192 /1	1.9	共有型 384 GB	-	Solaris 10

### ロ 業務内容

請負者が、上記②イに記載する対象システムについて行う本業務の内容は以下のとおりとする。

#### (イ) 原子力コード高速化に関する業務

請負者は、年度の業務開始前に機構が指定した原子力コードの作業一覧に関して、あらかじめ年間作業計画書を作成し、機構の確認を得るものとする。

以下の各作業は、年間作業計画書に基づき、プログラム高速化作業 $\phi$ から $\alpha$ 、資料作成 $\alpha$ を行う。また、ユーザの要望に基づき $\alpha$ の作業を行う。作業開始については、別途機構担当者及びユーザと作業内容の詳細を打ち合わせの上決定し、実施する。

#### $\phi$ プログラム分析

- A ツールを用いたプログラム分析
- B チューニングすべきサブルーチン
- C 主要部分のチューニング指針
- o 高速化チューニング
  - A 基本チューニング
    - a プログラム分析に基づいたチューニング作業
  - B 高度チューニング（必要な場合）
    - a アルゴリズム分析
    - b アルゴリズムレベルを考慮したチューニング指針の作成とプログラム変更
  - C チューニング後の性能評価
    - a コードの性能測定
- o プログラム高速化報告書作成
- o 高速化に関する各種資料作成
- o 高速化コンサルタント

(ロ) 計算機性能評価・コード移植に関する業務

請負者は、年度の開始前に機構が指定した原子力コードの作業一覧に関して、あらかじめ年間作業計画書を作成し、機構の確認を得るものとする。

以下の各作業については、年間作業計画書に基づき、計算機性能評価作業φ、e、o及びa、原子力コードの移植aからaの作業を行う。作業開始については、別途機構担当者及びユーザと作業内容の詳細を打ち合わせの上決定し、実施する。

- φ コンピュータ基本性能評価
- o 原子力コードの実効性能評価
- a ベンチマークテストプログラムの作成及び評価
- e 原子力コード及び計算機に関する調査・分析
- o 機構が新規に整備する原子力コードの移植
- a 作業報告書の作成

(ハ) 実施場所

請負者が、本業務を実施する作業場所は、原子力科学研究所 情報交流棟に設置されたシステム計算科学センター 情報システム管理室である。ただし、機構の都合により、当該業務を他の拠点等において実施することがある。

(2) サービスの質の設定

本業務は、プログラム高速化等における開発プロセスの品質向上並びに円滑化を図るため、前項（1）詳細な内容②ロ(i)及び(ロ)に示した業務を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象公共サービスの質は、以下のとおりとする。

① 業務の内容

前項（１）詳細な内容②本業務の内容に示す各業務は、年間作業計画書の計画どおりの期日までに適切な作業が実施されること。

② 原子力コード高速化等の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者（機構担当者を含む）に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年１回）する。請負者においては、その結果の基準スコア 75 点を維持又は向上に努めること。

イ 作業したプログラムの品質

ロ 作業報告書の内容

ハ チューニング等の技術レベル

ニ コミュニケーション円滑度（仕様の確認・報告・打合せの頻度等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点 100 点）、「ほぼ満足」（同 80 点）、「普通」（同 60 点）、「やや不満」（同 40 点）、「不満」（同 0 点）で回答を求め、年度末に項目毎の平均スコア（100 点満点）を算出する。

4. 実施期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

5. 請負者が、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき事項

（１）報告等

- ① 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ② 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- ③ 請負者は、契約期間中において、ロ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

（２）調査

- ① 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第 26 条 1 項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ② 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第 26 条第 1 項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

（３）指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

#### (4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

##### ① 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

##### ② 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

##### ③ 個人情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、



漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

- ④ 上記①から③までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(5) 請負者が講じるべき措置

① 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

② 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

③ 総括責任者の届出

イ 請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出するものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して請負者にその交替を要求することができる。

④ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

⑤ 瑕疵担保責任

イ 請負者は、成果物を機構へ引渡し後1年以内に瑕疵が発見されたときは、機構の請求に基づき、請負者の負担において、機構と協議した期限までにその瑕疵の補修その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 上記イの瑕疵によって機構が損害を受けたときは、請負者はその損害を賠償しなければならない。

⑥ 下請負又は再委託

イ 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」

という。)を行う場合は、原則としてあらかじめ技術提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法(以下「下請負先等」という。)について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 請負者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

#### ⑦ 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により契約の内容を変更することができる。

#### ⑧ 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ 法第10条第4号及び第6号から第9号に該当する者(以下「暴力団員」という。)を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 請負者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

- チ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。
- リ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。
- ヌ 前項（4）秘密を適正に取り扱うために必要な措置③の個人情報の管理に違反したとき。
- ル 上記イからヌの他、その他民法所定の解除事由があるとき。
- ロ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ワ 上記ロにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

⑨ 請負者の契約解除権

- 請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。
- イ 上記⑦の契約内容の変更に規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- ロ 機構の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

⑩ 契約解除に伴う措置

- 機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。
- イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。
- ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。
- ハ 上記イによる作業完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。
- ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。
- ホ 機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- ヘ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者として協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。
- ト 契約履行部分が 1 ヶ月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑪ 談合等の不正行為に係る違約金

- イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

(イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。

(ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(ハ) 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

#### ⑫ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

#### ⑬ 請負業務の引き継ぎ

イ 現行請負者からの引き継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な協力を行うものとする。なお、その際の引き継ぎに必要な経費は、現行請負者の負担となる。

ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、その際の引き継ぎに必要な経費は、請負者の負担となる。

#### ⑭ 不当介入の対応

イ 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。

ロ 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。

ニ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

#### ⑮ 情報セキュリティの確保

イ 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。

ロ 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。

(イ) 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。

(ロ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。

(ハ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

(ニ) 請負者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share 等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。

(ホ) 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

(ヘ) 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(ト) 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力すること。

(チ) 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれの

あることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。この契約の終了後においても、同様とする。

⑩ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

6. 請負者が業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し請負者が負うべき責任に関する事項

(1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。

(2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7. 業務の実施体制及び実施方法

(1) 実施体制

実施体制については、総括責任者1名（非常勤）、高速化主任技術者2名（常勤、うち1名は総括責任者代理を兼任）及び高速化技術者2名（常勤）を配置して適正な業務を確保する。

(2) 実施方法

実施方法については、仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施する。また、業務の報告とともにプログラム等の品質の更なる向上を実現するため、定例会議等を通じて機構担当者等と情報共有・意見交換を実施する。

## <基幹業務用シンクライアントシステム等の運用支援業務>

### 1. 契約相手方の住所、名称及び代表者の氏名

東京都文京区本郷 1-18-6

株式会社トーコン・システムサービス

代表取締役社長 北山 和雄

### 2. 契約金額

62,370,000 円（税込） ※実施期間 3 年分の総額

### 3. 業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき業務の質に関する事項

#### (1) 詳細な内容

##### ①本業務の概要

本業務は、機構が保有する基幹業務用シンクライアントシステム<sup>\*</sup>のサーバを運用・保守管理するとともに、機構全体で保有・利用している Windows 系 PC のユーザに対する支援業務（いわゆるヘルプデスク業務）等を行うものである。

※サーバとの通信機能だけを有する端末機からネットワークを経由してサーバにアクセスし、その上に構築された個人環境:仮想 PC を用いてパソコンと同様の作業環境を実現したもの。当機構におけるシンクライアントシステム導入の経緯及びシステム全体の概要については別紙 1 に示す。

機構のシンクライアントシステムは、仮想マシン構築用ソフトウェア VMware 上にゲスト OS として仮想 PC (Windows 7) を構築している。各仮想 PC は VMware 社の VirtualCenter (仮想マシン群を一元的に管理・運用するソフトウェア) によって管理されており、各ユーザは ActiveDirectory (マイクロソフト社の利用者アカウント管理用ソフトウェア) によって管理されている。また、効率よく画面転送を行い、当機構の身分証内 PKI (Public Key Infrastructure。公開鍵暗号方式を用いた電子署名等を実現) を利用するため Citrix 社の DDC (Desktop Delivery Controller。端末と仮想 PC を接続するソフトウェア) を用いている。その他、プリント情報がネットワーク帯域を圧迫することを防止するため、ThinPrint 機能 (ThinPrint 社が開発した印刷データ圧縮方法等を用いた印刷方式) を用いており、仮想 PC 内には MS Office をはじめとする市販のアプリケーションソフトウェアが、ユーザの選択により導入されている。

本業務は、基幹業務用シンクライアントシステムを、効率的かつ円滑に運用するために実施するものであり、請負者は各装置、周辺機器及びこれらを運用するための導入ソフトウェア等の機能、取扱方法等を十分理解し、本業務を実施するものとする。なお、ここで述べるシンクライアントシステムのハードウェア及びネットワーク接続構成図については、別紙 2 ネットワーク概要図参照のこと。

また、ヘルプデスク業務等については、前述のシンクライアントシステムも含め、機構全体で保有するすべての Windows 系 PC (約 18,000 台程度) について、電話またはメールにより、使い方の説明やトラブル時の復旧・修復方法、その他一般的な利用法を支援するものであり、

Windows 系 PC 全般についての知識・経験並びにユーザサポートを提供するものとする。

## ②本業務の内容

本業務を実施するにあたっては、「基幹業務用シンクライアントシステム等の運用支援業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に定める事項の他、各装置のマニュアル、機器取扱説明書等を十分理解のうえ実施するものとし、請負者は予め業務の分担、人員配置、スケジュール、実施方法等について、実施要領を定め、機構の確認を受けるものとする。

### イ シンクライアントサーバに関する運用支援業務

- (イ) 仮想 PC 用ブレードサーバの運転状況及び稼働状況監視
- (ロ) ブレードサーバ用シャーシの運転状況及び稼働状況監視
- (ハ) 仮想化ソフトウェアの管理
- (ニ) 仮想 PC へのパッチ適用、履歴管理
- (ホ) USB デバイスの利用登録、履歴管理

### ロ シンクライアント管理サーバに関する運用支援業務

- (イ) ユーザアカウント、ユーザグループの登録、変更、削除、履歴管理
- (ロ) 仮想 PC とユーザアカウントの紐付け情報の登録、変更、削除、履歴管理
- (ハ) 仮想 PC の稼働状況及び使用状況の監視
- (ニ) 人事異動等にもとづく利用者データ移設、設定変更、履歴管理
- (ホ) シンクライアント管理サーバの障害切り分けと履歴管理

### ハ ストレージシステムに関する運用支援業務

- (イ) 利用者ストレージ、バックアップ用ストレージの運転状況及び稼働状況監視
- (ロ) 利用者ストレージ、バックアップ用ストレージの障害切り分けと履歴管理
- (ハ) 利用者データのバックアップの実施
- (ニ) 利用者データのリストアの実施

### ニ ユーザ相談業務

- (イ) シンクライアントの利用相談対応
- (ロ) アプリケーションの利用相談対応
- (ハ) 情報提供等

### ホ JAEA イン트라ネット等の運用保守業務、利用者対応業務

- (イ) 機構イン트라 HP・トップページの運用管理(内線電話番号検索システム、訃報情報システム、イントラ情報検索システム等の運用管理、電話番号簿(PDF ファイル)情報の更新含)
- (ロ) 業務系 IT システム全般についての利用者からの問い合わせ対応(窓口)
- (ハ) グループウェア(TeamWARE Office)の運用管理
- (ニ) OA 室ファイルサーバの運用管理
- (ホ) 組織・人事情報システム (LDAP) の運用管理
- (ハ) 出張手続きシステムの運用管理
- (ト) 法人文書ファイル管理簿公開システムの運用管理支援



- (f) 文書決裁システムの運用管理支援
- (g) ソフトウェアライセンス管理、情報機器管理台帳整備

へ 情報化利用技術の動向調査、検討

上記ホの項目に関連して、関連技術の動向調査並びに関連ツールの試行による調査を行うと共に、改良・改修に係わる要件分析・検討作業を行うこと。

ト その他

- (i) ネットワークスイッチの運転状況及び稼働状況監視
- (ii) 無停電電源装置の運転状況及び稼働状況監視
- (iii) シンククライアント端末の設置、仮想 PC への接続支援
- (iv) シンククライアントシステムに関する技術支援
- (v) 上記に係わる手順書等の作成
- (vi) 情報セキュリティ対策に関する作業
- (vii) その他関連資料の作成

なお、上記①本業務の概要の基幹業務用シンククライアントシステムのサーバの運用等の業務はイからニ及びトが、ヘルプデスク業務等はホ及びへが該当する。

(2) サービスの質の設定

本業務は、基幹業務用シンククライアントシステム等利用者への継続的かつ安定的なサービスの円滑な提供に資するものである必要がある。このような観点から前項（1）詳細な内容②「本業務の内容」のイからトに示した業務内容を実施するに当たり、請負者が確保すべき対象業務の質は次のとおりとする。

① 業務の内容

前項（1）詳細な内容②「本業務の内容」に示す運用支援業務を適切に実施すること。

② 本システムの可用性

本システムの運用支援業務を実施しなければならない時間に対して、本システムが正常に稼働している時間の比（以下「正常稼働率」という。）は、四半期ごとに 98.0%以上であること。なお、本システムの運用支援業務を実施しなければならない時間は、原則として次の時間帯に実施する。

平日 9:00 から 17:30（※12:00 から 13:00 は休憩時間）

ただし、必要がある場合は上記に定める時間以外の時間及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）、機構創立記念日（10月の第1金曜日とする。ただし、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他機構が特に指定する日であっても業務を実施することがある。

③ セキュリティ上の重大障害の件数

個人情報、施設等に関する情報、その他の契約履行に際し知り得た情報の漏えい件数は 0 件であること。

④ システム運用上の重大障害の件数

本業務に起因した長期にわたり正常に稼働できない事態・状況及び保有するデータの喪失等により、機構の業務に多大な支障が生じるような重大障害の件数は0件であること。

#### ⑤ 利用者の利用満足度調査

機構は、本業務の利用者に対して、次の項目の満足度についてアンケートを実施（年1回）する。請負者においては、その結果の基準スコア75点を維持又は向上に努めること。

- イ 問い合わせから回答までに要した時間
- ロ 回答又は手順に対する説明の分かりやすさ
- ハ 回答又は手順に対する結果の正確性について
- ニ 担当者の対応（言葉遣い、親切さ、丁寧さ等）

利用者には、各項目とも、「満足」（配点100点）、「ほぼ満足」（同80点）、「普通」（同60点）、「やや不満」（同40点）、「不満」（同0点）で回答を求め、年度末に4つの回答の平均スコア（100点満点）を算出する。

#### 4. 実施期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

#### 5. 請負者が、機構に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の業務の適正かつ確実な実施の確保のために請負者が講じるべき事項

##### （1）報告等

- ① 請負者は、仕様書に規定する業務を実施したときは、当該仕様書に基づく各種報告書を機構に提出しなければならない。
- ② 請負者は、本業務を実施したとき、又は完了に影響を及ぼす重要な事項の変更が生じたときは、直ちに機構に報告するものとし、機構と請負者が協議するものとする。
- ③ 請負者は、契約期間中において、ロ以外であっても、必要に応じて機構から報告を求められた場合は、適宜、報告を行うものとする。

##### （2）調査

- ① 機構は、本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき請負者に対し必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、本業務の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- ② 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを請負者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示するものとする。

##### （3）指示

機構は、本業務を適正かつ的確に実施させるために、請負者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

##### （4）秘密を適正に取り扱うために必要な措置

### ① 秘密の漏えい

請負者は、本業務の実施に際して知り得た情報を、第三者に漏らし、盗用し、又は本業務以外の目的に利用してはならない。本契約終了後においても同様とする。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合は、法第 54 条により罰則の適用がある。なお、請負者は、本契約の内容又は成果を発表し、又は他の目的に利用するときは、あらかじめ書面により機構の承認を得なければならない。

### ② 情報処理に関する利用技術

請負者は、本業務の実施に際して得られた情報処理に関する利用技術（アイデア又はノウハウ）については、請負者からの文書による申出を機構が認めた場合に限り、第三者へ開示できるものとする。

### ③ 個人情報の管理

請負者は、機構から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適切な管理を行わなくてはならない。

イ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。本業務の終了後においても、同様とする。

ロ 請負者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行われなければならない。

ハ 請負者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。

ニ 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、機構の承諾のない限り、本契約の全部又は一部を下請負することはできない。

ホ 請負者は、業務を処理するために機構から引き渡された個人情報が記録された資料等（フロッピーディスクなどの電磁的記録を含む。）を複製又は複写してはならない。請負者は、機構との契約の履行のために個人情報が記録された資料等を複製又は複写する必要がある場合には、機構に対して、その範囲・数量等を書面により通知して承諾を得なければならない。

ヘ 請負者は、業務を処理するために、機構から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後速やかに、機構に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、機構が別に指示したときは当該方法による。

ト 請負者は、業務に関して知り得た個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。また、請負者は請負者の従業員その他請負者の管理下にて業務に従事する者に対して、請負者と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

チ 請負者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告する。

リ 請負者は、請負者の責めに帰すべき事由により、個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えいその他の事故が発生し、機構が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が

発生した場合、請負者は、機構の指示に基づき請負者の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、機構が直接又は間接の損害を被ったときは、請負者は機構に対して当該損害を賠償しなければならない。

- ④ 上記①から③までのほか、機構は請負者に対し、本業務の適正かつ確実な実施に必要な限りで、秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができる。

#### (5) 請負者が講じるべき措置

##### ① 契約保証金

請負者は、落札決定後に契約金額の10分の1を契約保証金として機構に納めなければならない。ただし、入札説明書において免除しているときは、この限りではない。なお、契約保証金は、契約履行後に還付することとし、請負者が義務を履行しないときは、機構に帰属するものとする。

##### ② 請負業務の開始

請負者は、本業務の開始日から確実に業務を開始すること。

##### ③ 総括責任者の届出

イ 請負者は、本業務の責任者として総括責任者及びその代理人（以下「総括責任者」という。）を定め、書面にて機構へ届出するものとする。総括責任者は、従事者への指示や業務管理を含めた一切の事項を処理するものとする。ただし、必要がある場合は、請負者を代表して機構と協議の上、業務を行うものとする。

ロ 機構は、総括責任者及び従事者のうち業務の実施又は管理に当たり不相当と認められるものがある場合は、その理由を明示して請負者にその交替を要求することができる。

##### ④ 権利の譲渡

請負者は、債務の履行を第三者に引き受けさせ、又は契約から生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、継承せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による機構の事前承認を得たときは、この限りではない。

##### ⑤ 瑕疵担保責任

イ 請負者は、成果物を機構へ引渡し後1年以内に瑕疵が発見されたときは、機構の請求に基づき、請負者の負担において、機構と協議した期限までにその瑕疵の補修その他必要な措置をとらなければならない。

ロ 上記イの瑕疵によって機構が損害を受けたときは、請負者はその損害を賠償しなければならない。

##### ⑥ 下請負又は再委託

イ 請負者は、本業務の実施にあたりその全部を一括して、又は主たる部分を第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいうが、業務の性質上、これにより難しい場合は、仕様書に記載した部分をいう。

ロ 請負者は、本業務の実施に当たり、その一部について下請負又は再委託（以下「下請負」

という。)を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、下請負を行う業務の範囲、合理性及び必要性、下請負先の業務履行能力並びに報告徴収、個人情報管理その他運営管理の方法(以下「下請負先等」という。)について記載しなければならない。

ハ 本契約締結後止むを得ない事情により、あらかじめ技術提案書において記載した下請負の変更や新たな追加等を行う場合には、下請負先等を明らかにしたうえで、事前に機構の承認を受けなければならない。

ニ 請負者は、ロ又はハにより下請負を行う場合には、請負者が機構に対して負う義務を適切に履行するため、下請負先の事業者に対し前項「(4) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置」及び本項「(5) 契約に基づき請負者が講じるべき措置」に規定する事項その他について、必要な措置を講じさせるとともに、下請負先から必要な報告を聴取することとする。

ホ 上記ロからニまでに基づき、請負者が下請負先の事業者に業務を実施させる場合は、全て請負者の責任において行うものとし、下請負先の事業者の責に帰すべき事由については、請負者の責に帰すべき事由とみなして、請負者が責任を負うものとする。

#### ⑦ 契約内容の変更

機構及び請負者は、本業務を改善するため、又は経済情勢の変動、天災地変の発生、関係法令の制定若しくは改廃その他契約の締結の際、予測できなかった著しい変更が生じたことにより本業務を実施することが不相当と認められる場合は、協議により契約の内容を変更することができる。

#### ⑧ 機構の契約解除権

機構は、請負者が次のいずれかに該当するときは、請負者に対し請負費の支払いを停止し、又は契約を解除若しくは変更することができる。契約を解除されたときは、請負者は機構に対して契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として支払わなければならない。ただし、違約金額を超過する増加費用及び損害が発生したときは、超過分の請求を妨げるものではない。

イ 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

ロ 法第10条第4号及び第6号から第9号に該当する者(以下「暴力団員」という。)を、業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ハ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 下請負先が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員により実質的に経営を支配される事業を行う者又はこれに準ずる者に該当する旨の通知を警察当局から受けたとき。

ホ 下請負契約が暴力団又は暴力団員と知りながらそれを容認して下請負契約を継続させているとき。

ヘ 正当な理由がなく、請負者が本業務を実施すべき時期を過ぎても実施しないとき。

ト 請負者の責めに帰すべき事由により、納期又は納期後相当の期間内に作業を完了する見込みがないと機構が認めたとき。

- チ 正当な理由がなく法第 26 条第 1 項に基づく立ち入り又は検査等に協力しなかったとき。
- リ 請負者が、制限行為能力者となったとき、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき、又はその資産若しくは信用状態が著しく低下したとき。
- ヌ 前項（4）秘密を適正に取り扱うために必要な措置③の個人情報の管理に違反したとき。
- ル 上記イからヌの他、その他民法所定の解除事由があるとき。
- ロ 機構は、上記イからルのほか、必要があると認めるときは本契約の全部又は一部を解除することができる。
- ワ 上記ロにより契約を解除した場合で請負者に損害を与えたときは、その損害額を補償するものとし、その補償額は機構と請負者で協議して決定するものとする。

⑨ 請負者の契約解除権

請負者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、これにより契約を解除し請負者に損害を与えたときは、機構はそれを補償するものとし、その補償額は、機構と請負者の協議において決定するものとする。

- イ 上記⑦の契約内容の変更の規定する契約内容の変更が請負者に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- ロ 機構の契約違反によって作業を完了することが不可能となったとき。

⑩ 契約解除に伴う措置

機構又は請負者の責により本契約を解除されたときは、次に定める措置をとらなければならない。

- イ 機構は、必要と認めるときは、請負者に対し作業の履行部分の全部又は一部を検査の上、完了と認めることができる。この場合、機構に引き渡すべき目的物の既成部分があるときは、機構に引き渡さなければならない。
- ロ 上記イの場合において、機構は、機構の認定する評価額を請負者に支払うものとする。
- ハ 上記イによる作業完了の確認までの保全に要する費用は、請負者の負担とする。
- ニ 機構が完了と認めないものについては、機構が定めた期間内に請負者は原状に復さなければならない。
- ホ 機構財産の使用（上記イの既成部分に使用されているものを除く。）があるときは、請負者は、遅滞なくこれを機構に返還しなければならない。ただし、貸与品若しくは支給品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能な場合については、機構の指定する期日までに代品を納め、若しくは現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- ヘ 請負者は、機構から貸与を受けた土地建物その他不動産があるときは、機構、請負者との協議して定めた期間内にこれを原状に復して機構に返還しなければならない。
- ト 契約履行部分が 1 ヶ月に満たないときは、頭書契約金額を当該月の休日を除く日数で日割計算し精算するものとする。

⑪ 談合等の不正行為に係る違約金

- イ 請負者は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として機構が指定する期日までに支払わなければならない。

- (イ) 請負者が「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号 以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、請負者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など機構に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を機構が認めたときは、この限りでない。
- (ロ) 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (ハ) 請負者（請負者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。

ロ 上記イの規定は、機構に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、機構がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

ハ 請負者は、この契約に関して、上記イの(イ)から(ハ)のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに当該処分等に係る関係書類を機構に提出しなければならない。

#### ⑫ 損害賠償

請負者は、請負者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対しその損害について賠償する責任を負う。

#### ⑬ 請負業務の引き継ぎ

##### イ 現行請負者からの引き継ぎ

請負者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう機構から本業務の開始日までに基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点など必要な引き継ぎを受けなければならない。

また、機構は、当該引き継ぎが円滑に実施されるよう、現行請負者及び請負者に対して必要な措置を講じるものとする。なお、その際の引き継ぎに必要となる経費は、現行請負者の負担となる。

##### ロ 請負期間満了の際、業者変更が生じた場合の引き継ぎ

請負者は、本契約の期間終了に伴い、本業務が次年度においても継続的かつ円滑に遂行できるよう、次回請負者に対して、機構が実施する基本作業マニュアル、現場等における設備・機器類、作業実施状況、安全管理上の留意点などの基本事項説明への協力を行うこと。

なお、その際の引き継ぎに必要となる請負者に発生した経費は、請負者の負担となる。

#### ⑭ 不当介入の対応

- イ 暴力団員による不当要求又は履行の妨害（以下「不当介入」という。）を受けたときは、断固として拒否しなければならない。
- ロ 暴力団員から不当介入があったときは、直ちに所管の警察当局へ通報するとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- ハ 上記ロにより警察当局に通報したときは、速やかにその内容を記載した書面により機構に報告するものとする。
- ニ 請負者は、下請負先（下請負が数次にわたるときはその全てを含む。）に対して、上記イ及びロを遵守させなければならない。

⑮ 情報セキュリティの確保

- イ 請負者は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、機構の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。なお、機構は、本条の規定が遵守されていないと判断した場合、本契約を解除することができる。
- ロ 請負者は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、機構の情報セキュリティ確保のために、機構が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。
  - (イ) 請負者は、本契約の業務に携わる者（以下「業務担当者」という。）を特定し、それ以外の者に作業をさせてはならない。
  - (ロ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報（機構に引き渡すべきコンピュータプログラム著作物及び計算結果を含む。以下同じ。）を取り扱う情報システムについて、業務担当者以外が当該情報にアクセス可能とならないよう適切にアクセス制限を行うこと。
  - (ハ) 請負者は、本契約に関して知り得た情報を取り扱う情報システムについて、ウィルス対策ツール及びファイアウォール機能の導入、セキュリティパッチの適用等適切な情報セキュリティ対策を実施すること。
  - (ニ) 請負者は、P2P ファイル交換ソフトウェア（Winny、WinMX、KaZaa、Share等）及び SoftEther を導入した情報システムにおいて、本契約に関して知り得た情報を取り扱ってはならない。
  - (ホ) 請負者は、機構の承諾のない限り、本契約に関して知り得た情報を機構又は請負者の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。
  - (ヘ) 請負者は、下請負をさせた場合は、当該下請負を受けた者の本契約に関する行為について、機構に対し全ての責任を負うとともに、当該下請負を受けた者に対して、情報セキュリティの確保について必要な措置を講ずるように努めなければならない。
  - (ト) 請負者は、機構が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての



監査を受け入れ、これに協力すること。

- (f) 請負者は、機構の提供した情報並びに請負者及び委任又は下請負を受けた者が本業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに機構に報告し、機構の指示に従うものとする。この契約の終了後においても、同様とする。

⑯ 契約の解釈

契約に定めのない事項及び契約に関して生じた疑義は、機構と請負者との間で協議して解決するものとする。

6. 請負者が業務を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し請負者が負うべき責任に関する事項

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は請負者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償のために任ずるべき金額を超える部分に限る）について求償することができる。
- (2) 請負者が民法（明治29年4月27日法律第89号）第709条等の規定に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存するときは、請負者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分を求償することができる。

7. 業務の実施体制及び実施方法

(1) 実施体制

実施体制については、総括責任者1名（非常勤）及び運用支援要員3名（常勤、うち1名は総括責任者代理を兼任）を配置して適正な業務を確保する。

(2) 実施方法

実施方法については、仕様書並びに業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等について作成した技術提案書等に基づき適切に実施する。また、業務の報告とともに本運用支援業務の更なる向上を実現するため、適宜、機構担当者等と情報共有・意見交換を実施する。

日本原子力研究開発機構における  
シンククライアントシステムの概要と導入の経緯

シンククライアント (Thin Client) システムとは、通常のパソコン (PC) と異なり、データを内部に有さず、処理も内部で行っていない、特別な PC システムである。

シンククライアントシステムでは、データの実体や処理は全部サーバの上で行われていて、各ユーザに配布されているシンククライアント端末にはネットワーク装置と、画面やキーボード、マウス、USB などの入出力装置しか装備されていない。またプリンターを制御し、印刷出力するのも、サーバ側で行っている。

各ユーザがキーボードやマウスを操作すると、その入力情報がネットワークを介してサーバに送られ、サーバ側でその操作を解釈して処理を行い、画面情報を作成したうえで、その画面情報をネットワーク経由でシンククライアント端末に返して、各ユーザのモニターに表示する仕組みとなっている。つまりシンククライアントでは、ユーザは各自の端末を通じて、サーバの上で動く PC (仮想 PC) を遠隔 (リモート) 操作することになる。

シンククライアントは、ユーザ全員が、同じサーバの中に構築された仮想 PC を操作することになるため、全員が同一の環境となっており、運用・保守・管理しやすい。また職員がバラバラに勝手なパソコンを使わないように統制でき、情報漏洩のリスクについても、サーバ側にデータがあるため、圧倒的に有利である。

日本原子力研究開発機構 (当機構) では、このようなシンククライアントの利点に着目し、平成 21 年に、それまで通常のパソコンを配布し、利用してきた管理部門における業務用 PC を代替する形で、シンククライアントシステム (仮想 PC 数=ユーザ ID 数として 540 台) を 4 年リースで導入した。また、このための運用管理業務である「基幹業務用シンククライアントシステムの運用支援業務」(本件入札にかかる従前の業務請負契約) を、同じく平成 21 年から一般競争入札により契約・実施してきた。この業務請負契約は、サーバ側の運用・保守・管理業務が中心であり、定期的なメンテナンスやパッチの適用、バックアップ及び仮想 PC のユーザ ID 管理などとなっており、標準要員 2 名で実施されている。なお、このシンククライアントシステムに関する運用支援業務では、サーバ側の運用管理を行うだけで、ユーザの利用支援 (いわゆるヘルプデスクのような質問受け付け) は実施していない。

他方、これとは別の業務請負契約をもって、シンククライアントユーザ (前述の約 500 名強) を含む当機構の全職員等 (管理部門だけでなく、研究開発部門も含めた約 9,800 名) を対象に、Windows 系 PC の利用者支援として、Windows 系 OS が動作する PC 全般に関するヘルプデスクを開設しており、このために「情報共有系システムの運用及び保守に関わる業務請負契約」を締結し、標準要員 2 名で実施している。このヘルプデスクでは、電話 (質問数約 100 件/毎月: 24 年度実績ベース) 及びメール (質問数約 1,000 件/毎月: 24 年度実績ベース) により、Windows 系 OS のパソコンに係る各種操作上の質問を受け付け、個別に回答するとともに、代表的な質問と回答については、イントラネットのヘルプデスクページに Q&A として掲載している。

今般、シンククライアントシステム（ハード）が4年のリース期限を迎え、リース更新を行うため、この機会にシンククライアントシステムの台数を見直し、シンククライアントシステムの仮想PC数（＝ユーザID数）を100台と縮小する一方、残余の約400名のユーザには、希望により通常のPCを配布することとし、これら通常のPCを配布するユーザには、従来どおり利用支援（ヘルプデスク）は継続するものの、シンククライアントとしての運用保守管理業務は行わないこととなった。このため、シンククライアントシステムの運用保守管理業務は、質的には変化がないが、量的には減少することが予見されること、更に運用管理業務のユーザID管理業務は、ユーザ利用支援業務と重複する部分があることから、これら2件の業務請負契約（「基幹業務用シンククライアントシステムの運用支援業務」と「情報共有系システムの運用及び保守に関わる業務」）を統合し、今般の市場化テスト案件としたものである。次ページに、これを図示する。

	平成24年度	平成25年度から
「基幹業務用シンククライアントシステムの運用支援業務」の契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シンククライアントシステム約540台の端末とシンククライアントサーバの運用管理・保守業務</li> <li>○標準人員2名で実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○シンククライアントシステム約100台の端末とシンククライアントサーバの運用管理・保守業務</li> <li>○Windows系OSパソコンとシンククライアントシステムの端末の合計約18,000台（対象ユーザ数約9,800名）の利用者支援業務（ヘルプデスク）</li> <li>○標準人員3名で実施</li> </ul>
「情報共有系システムの運用及び保守に関わる業務」の契約内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Windows系OSパソコンとシンククライアントシステムの端末の合計約18,000台（対象ユーザ数約9,800名）の利用者支援業務（ヘルプデスク）</li> <li>○標準人員2名で実施</li> </ul>	<p>「基幹業務用シンククライアントシステムの運用支援業務」の契約に統合</p>

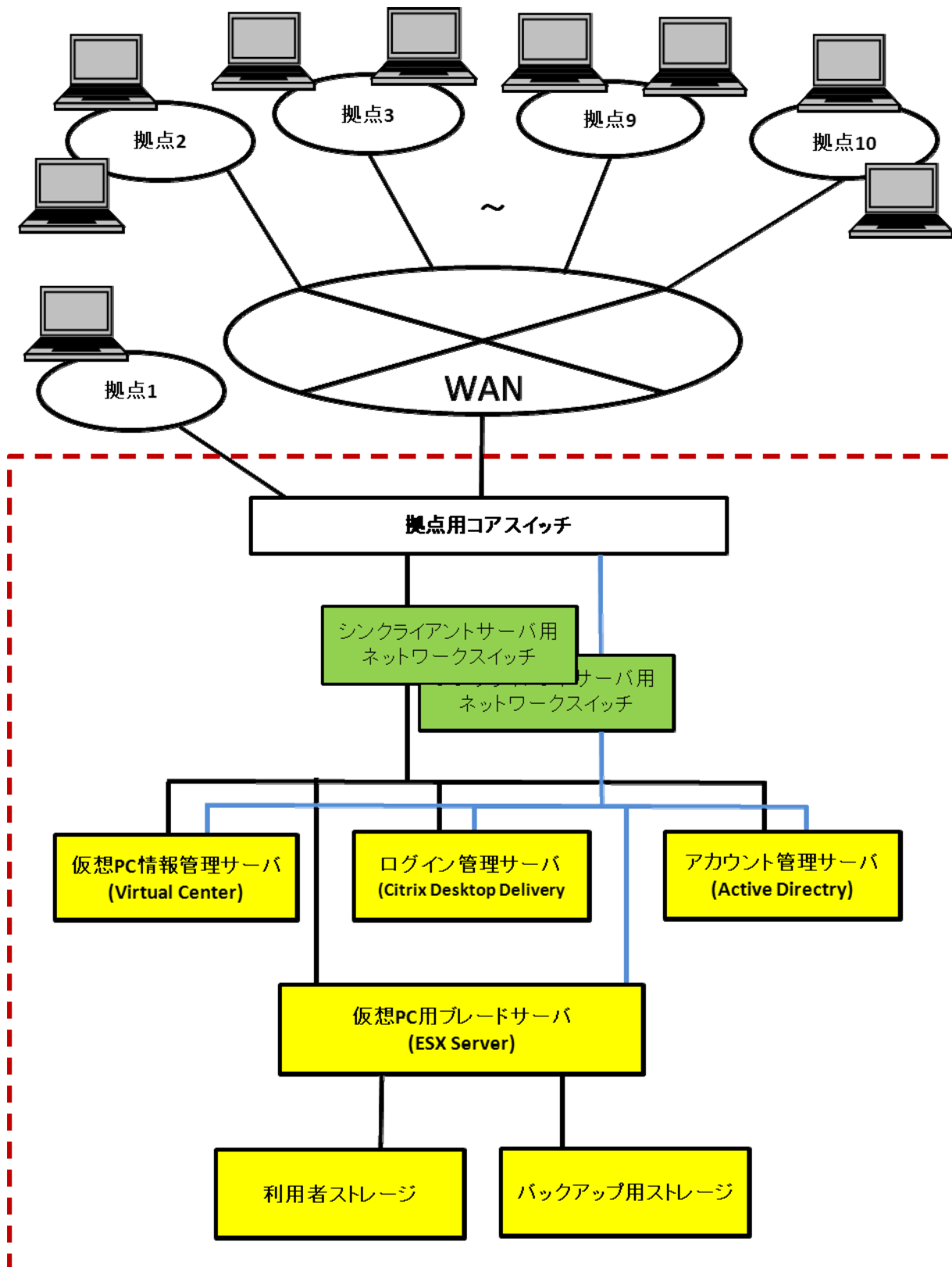
※ 平成25年度からの利用者支援業務（ヘルプデスク）は別紙3の5.「(2) 業務系ITシステム全般についての利用者からの問い合わせ対応（窓口）」の業務の一部

※ 平成24年度における利用者支援業務（ヘルプデスク）の業務実績は以下のとおり。

電話によるもの 約100件/毎月

メールによるもの約1,000件/毎月

シンククライアントシステム ネットワーク概要図



## シンククライアントシステム 端末設置拠点一覧

	拠 点 名	郵便番号	住 所
拠点 1	原子力科学研究所	319-1195	茨城県那珂郡東海村白方白根 2 番地 4
拠点 2	本部	319-1184	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 49
拠点 3	核燃料サイクル工学 研究所	319-1194	茨城県那珂郡東海村村松 4 番地 33
拠点 4	大洗研究開発センター	311-1393	茨城県東茨城郡大洗町成田町 4002 番
拠点 5	那珂核融合研究所	311-0193	茨城県那珂市向山 801 番地 1
拠点 6	東京事務所	100-8577	東京都千代田区内幸町 2 丁目 2 番 2 号 富国生命ビル
拠点 7	システム計算科学 センター（柏）	277-8587	千葉県柏市柏の葉 5 丁目 1 番 5 号 東京大学柏キャンパス
拠点 8	高崎量子応用研究所	370-1292	群馬県高崎市綿貫町 1233 番地
拠点 9	関西光科学研究所（木津）	619-0215	京都府木津川市梅見台 8 丁目 1 番地 7
拠点 10	人形峠環境技術センター	708-0698	岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地